

原子力発 第22370号
令和4年12月16日

原子力規制委員会 殿

住 所 高松市丸の内2番5号
申請者名 四国電力株式会社
代表者氏名 取締役社長 社長執行役員

長井 啓介

令和4年8月1日付け、原子力発第22212号をもって申請しました
伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）
を下記のとおり一部補正いたします。

記

伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）
を別添のとおり補正する。

別 添

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
8(3)-1-4	下3～下1	…使用済樹脂貯蔵タンクは、 <u>耐震重要度分類をBクラスに分類し、それに</u> 応じた地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。	…使用済樹脂貯蔵タンクは、 <u>耐震重要度分類をBクラスに分類し、地震層せん断力係数C_iに、1.8</u> を乗じて求められる水平地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。
8(3)-1-4	下1の後ろ	(記載追加)	<u>また、共振のおそれのある場合には、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</u> 当該地震動による地震力は、 <u>水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u>
8(3)-1-5	上9	…損なわないよう、 <u>火災発生防止、</u> …	…損なわないよう、 <u>使用済樹脂貯蔵タンクを設置する使用済樹脂貯蔵タンク室を火災区域に設定し、火災発生防止、</u> …
8(3)-1-5	下8～下7	使用済樹脂貯蔵タンク室は、 <u>放射線の影響のため消火活動が困難な場所</u> であるが、 <u>使用済樹脂貯蔵タンクが金属製であること、</u> …	使用済樹脂貯蔵タンク室は、 <u>使用済樹脂貯蔵タンクが金属製であること、</u> …
8(3)-1-5	下3～下2	したがって、使用済樹脂貯蔵タンク <u>は、</u> 火災感知器 <u>並びに</u> 消火設備を設置しない設計とする。	したがって、使用済樹脂貯蔵タンク室は、 <u>火災感知設備及び消火設備</u> を設置しない設計とする。
8(3)-1-6	上1～上3	使用済樹脂貯蔵タンク <u>は、</u> 放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、 <u>系統及び機器</u> であり、	使用済樹脂貯蔵タンク室は、 <u>放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器</u> を設置する火

頁	行	補正前	補正後
8(3)-1-7	下7～下5	<p>___ 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁に囲まれた火災区域を設定し、<u>他の火災区域と分離する。</u></p> <p>安全施設は、新たに設置する使用済樹脂貯蔵タンク___の破損___による溢水を防止する設計とする___ことで、発電用原子炉施設内における溢水に対して、___安全機能…</p>	<p><u>災区域であり、他の火災区域と分離するため、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁に囲まれた火災区域を設定___する。</u></p> <p>___新たに設置する使用済樹脂貯蔵タンクは、<u>基準地震動による地震力に対して耐震性を確保することにより、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水を防止する設計とするとともに、機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システム等により早期に検知し、漏えい箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等を実施することで、発電用原子炉施設内における溢水に対して、安全施設の安全機能…</u></p>
8(3)-1-7	下3～下2	<p>…使用済樹脂貯蔵タンクは、___破損___による溢水を防止する設計とする___ことで、…</p>	<p>…使用済樹脂貯蔵タンクは、<u>基準地震動による地震力に対して耐震性を確保することにより、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水を防止する設計とするとともに、機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システム等により早期に検知し、漏えい箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等を実施することで、…</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(3)-1-9 ～ 8(3)-1-10	下 1 ～ 上 1	…場合でも使用済樹脂貯蔵タンクの安全性を損なわない設計とする。	…場合でも、十分な貯蔵容量を確保でき、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。
8(3)-1-11	下 3～下 1	使用済樹脂貯蔵タンクは、 <u> </u> 独立した区画内に設け、漏えいを検出できる設計とすることにより、 <u> </u> 放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計とする。	使用済樹脂貯蔵タンクは、貯蔵する使用済樹脂が漏えいし難い設計とする。 使用済樹脂貯蔵タンクは、 <u>使用済樹脂の発生量を考慮して貯蔵及び管理ができるとともに、独立した区画内に設け、漏えいを検出できる設計とすることにより、放射性物質が万一、漏えいした場合に適切に措置できるよう、放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計とする。</u>
8(3)-1-11 の後ろ		(記載追加)	別紙 8-1-1 を追加する。

(工場等周辺における直接線等からの防護)

第二十九条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

適合のための設計方針

使用済樹脂貯蔵タンクを含む設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さい値となるように設計する。具体的には、発電所内の使用済燃料乾式貯蔵施設を除く他の施設からのガンマ線と使用済燃料乾式貯蔵施設からの中性子及びガンマ線とを合算し、実効線量で年間 50 マイクロシーベルトを超えない設計とする。